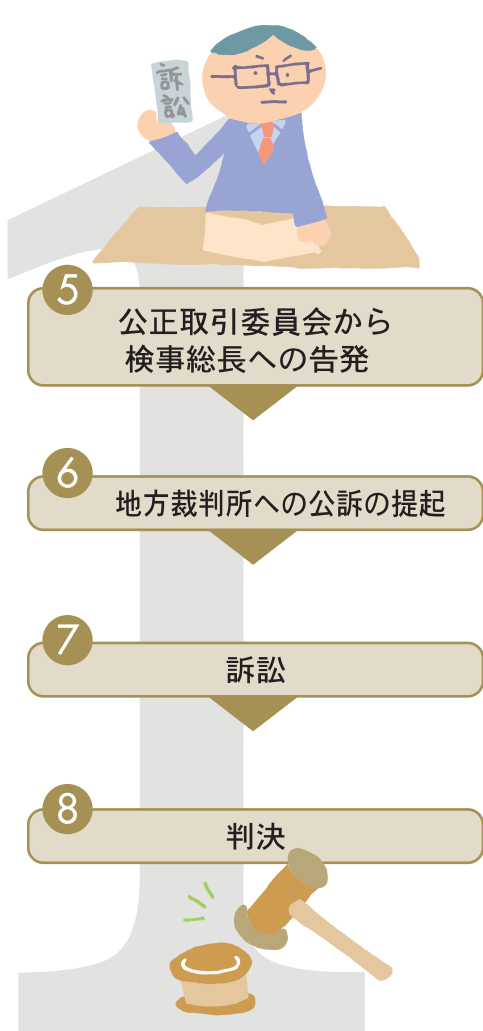




犯罪調査の対象となる事件の調査を行う必要がある場合、裁判官が発する許可状によって、関係事業者の臨検、捜索を行い、必要な物件を差し押さえることができます。調査の結果、刑事告発が担当との心証を得たときは、検事総長に告発を行います。

3 犯則調査権限の導入



再度の違反	早期解消	改正後	従来	大企業
15%	8%	10%	6%	製造業等
4.5%	2.4%	3%	2%	小売業
3%	1.6%	2%	1%	卸売業

再度の違反	早期解消	改正後	従来	中小企業
6%	3.2%	4%	3%	製造業等
1.8%	1%	1.2%	1%	小売業
1.5%	0.8%	1%	1%	卸売業

(注)「早期解消」とは、違反行為の期間が2年未満で、調査開始日の1ヵ月前までに違反行為をやめていた場合です(再度の違反をしていた場合は含まれません。)。 「再度の違反」とは、調査開始日からさかのぼり10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合です。

総務部

ここがポイント!
「改正」独占禁止法
「公正かつ自由な競争を守り続けるために。独占禁止法は、生まれ変わります。」

特集1



1 課徴金算定率の引き上げ

現行の算定率では違反行為を繰り返す事業者が跡を絶たず、抑止力として不十分であると考えられたため、課徴金の算定率(商品又は役務の売上額に乗ずる率)が大幅に引き上げられました。また、過去10年以内に課徴金納付命令を受けた事業者が違反を繰り返した場合、五割加算された算定率が適用されます。

2 課徴金減免制度の導入

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その違反内容を公正取引委員会に報告した場合、課徴金が減免されます。公正取引委員会が立入検査を行う前に早期に報告するほど、課徴金の減免額が大きくなります。

● 課徴金の減免額	
● 立入検査前の1番目の申請者	課徴金を 免除
● 立入検査前の2番目の申請者	課徴金を 50% 減額
● 立入検査前の3番目の申請者	課徴金を 30% 減額
● 立入検査後の申請者	課徴金を 30% 減額
※合計3社まで、課徴金が減免されます。	



改正 独占禁止法 Q&A

Q 以前、独占禁止法違反で公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたことがあります。改正法施行後に再び違反行為を行った場合、加算された課徴金算定率が課されるのでしょうか?

A 改正法の施行日前に課徴金納付命令(審決も含む)を受けた事業者については、その後10年以内に再度カルテル等の行為について、立入検査等を受けて納付命令が行われた場合には、加算された課徴金算定率が適用されます。

Q 過去に違反行為を行ったことがあることにより、加算された課徴金算定率を適用されることとなる場合でも、新たな違反行為を2年未満にやめていた場合は、20%軽減された課徴金算定率となるのですか?

A 過去10年以内に課徴金納付命令(確定している場合に限る)を受けた事業者が再度違反行為を行った場合は、軽減された課徴金算定率は適用されません。したがって、通常の率にその率の50%分を加算した算定率が適用されます。

4 審判手続等の改正

迅速に競争秩序の回復を図るため、従来の勧告制度を廃止し、事業者に意見申述・証拠提出の機会を与えるなどの事前手続きを踏んだ上で排除措置命令や課徴金納付命令などを行うこととなります。これらの行政処分に不服がある場合、審判が開始されます。

